

行政事業レビュー公開プロセス(6月24日)

(事業名)医療情報システム等標準化推進事業

評価結果

とりまとめ役から「事業全体の抜本的改善」が提示されたが、結論を集約することが出来なかったため、下記のとおり票数の分布及び各委員の具体的な意見を記すこととなった

廃止	3	人
事業全体の抜本的改善	1	人
事業内容の一部改善	2	人
現状通り	0	人

<具体的な意見>

- ・高度医療情報普及推進事業は、一般競争入札(総合評価落札方式)にするべき。
- ・高度医療情報普及推進事業、医療情報システムのための医療知識基盤データベース研究開発事業とも、一度成果を出すべく、最終(終了)年限を設定すべき。
- ・高度医療情報普及推進事業は、整備されたマスターデータが電子カルテ等に利活用されていることの有効性を検証すべき。
- ・医療知識基盤データベース研究開発事業は、利用者ニーズに合致しているのか現状明確でなく、早期に利用者等の第三者を交えて有効性を見極めるべき。
- ・当事業の目指す全体像が明確になっていない。目標年度である平成27年度で何が完成し、何が運用されるのか、民間をどのように巻き込んで行くのかの具体性が乏しい。
- ・当事業の成果をどのように測定すべきなのかも、利用している医療機関が少ない中で難しいと考えられる。
- ・何よりもスピード感がなく、目標達成が漠然としている。より広範に民間を活用するスキームに組み替えて国家戦略として取り組むべき。
- ・基本的な事業のあり方に疑問がある。現場のニーズを把握しないまま事業を進めており、厚生労働省の自己満足事業としか思えない。
- ・標準マスターの整備を国が実施する意義が認められない。作成したマスターを公開しているのでメンテナンスは民間企業に委ねるべき。
- ・医療情報システムの医療知識基盤データベース構築に対して”オントロジー”が有効だという論拠は何か。
- ・平成22年度の成果が事業実績報告書だけだというのはいかななものか。国際学会への参加費がこの事業の目的にどのように有用なのか不明である。

- ・医療用語等のマスター及び医療知識基盤データベースの普及活用計画が明確になっていない。
- ・最終目標とするマスターの「民間の資金を活用した維持管理」、「民間ベースでの製品化」に至るスキームが極めて不明確（国が行うべき事業の範囲とその根拠が不明確）。
- ・東京大学のみ継続的に委託しているが、オントロジーの拡充のみならず試験運用的利用を許容していることが一者入札の継続の要因と考えられる。東京大学が独占して行った試験研究的な事業であり、本事業の成果が一般に普及するものとなる工夫はされていない。
- ・廃止し、これまでの成果物を民間に継承させ、有効活用を促すことにとどめるべき。